



2019. 12. 13

国立大学法人浜松医科大学と「遺贈に関する協定」を締結

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、相続関連サービスの強化を目的として、国立大学法人浜松医科大学と「遺贈に関する協定」を締結しましたので、その概要をご案内します。

なお、静岡銀行が遺贈に関する協定を締結するのは、浜松市に続いて2例目となります。

1. 締結日 12月16日（月）

2. 締結の背景、目的など

- 高齢化社会の進展を背景に、相続に関する相談の増加が見込まれるとともに、お客さまのニーズも高度化・多様化しており、静岡銀行では、お客さまの意向に沿った円滑な手続きを支援するため、相続関連サービスの強化に取り組んでいます。
- 今回の協定により、国立大学法人浜松医科大学から遺贈希望者に対し、相談先として静岡銀行を紹介いただきます。静岡銀行では、専門の担当者が相続のアドバイスを行うとともに、必要に応じて遺言信託などの商品・サービスをご案内します。
- 静岡銀行では、今後も、「遺贈」を希望されるお客さまに対して、その想いを確実な形として実現できるよう、積極的にサポートさせていただきます。

3. 紹介スキーム

